



2007.1.20発行

【目次】

- 確定申告の準備はお済みですか
- 賃金評価システムと人材育成(第2回)
- 労働者派遣事業
- 広報委員会からのお知らせ～道央会計ホームページ★リニューアル★

確定申告の準備はお済みですか

本年も2月16日金曜日から、平成18年度の所得税・贈与税確定申告の受付が始まります(申告期限は3月15日木曜日。なお、個人事業者の消費税申告期限は3月31日)。

確定申告が必要な方、あるいは確定申告をすることで所得税の還付をうけられる可能性

1 所得税の還付をうけるために

- ① **医療費控除**・・・18年中に支払った医療費のなかから10万円を控除した分が所得控除されます(なお、給与収入のみで年間3,116,000円未満であれば、医療費から控除する金額は10万円よりも少なくなります)。
- ② **銀行借入により住宅を取得した方**・・・完済まで10年以上の住宅借入金の年末残高の0.5%から1.0%分が税額控除されます。適用初年度のみ確定申告での手続き、2年目以降は年末調整のなかで控除可能です。
- ③ **年の途中で退職し、その後収入のない方**・・・退職先からの源泉徴収票をもとに確定申告すると、所得税が還付される場合があります。また、お勤め先を退職後、再就職しないまま健康保険・国民年金を支払っていた方は、その分の社会保険料控除が追加で受けられます。
- ④ **公的年金を受給している方で、所得税が源泉徴収されている方**(1月の終わり

頃に送付される「公的年金等の源泉徴収票」に、年間受給額と源泉徴収税額が記載されております)

・・・確定申告することで、所得税が還付される場合があります。

⑤ 退職所得のあった方

「退職所得の源泉徴収票」に徴収税額があれば、確定申告をすることで定率減税分の還付が受けられる場合があります。

⑥ 扶養控除など人的控除の見直し

所得が一定以下の親族であれば、別居でも扶養控除に入れます(ただし、他の親族と申告が重複しないよう注意)。

寡婦控除・・・年間合計所得金額500万円以下であれば、扶養親族がいなくても27万円の控除が受けられます。

2 所得税の確定申告が必要な方

- ① 給与収入が1カ所のみで年間2,000万円以下の方で、**給与・退職所得以外の所得(収入マイナス必要経費)が20万円を超える方**・・・所得に応じた確定申告が必要です。
- ② 養老保険などの**満期保険金を受け取った方**で、収入金額から支払い済保険料との差額が50万円を超える方・・・**一時所得**の確定申告が必要となります。

このほかにも確定申告の必要な場合があります。平成18年中に臨時収入などがあった場合、当事務所へご確認・ご相談ください

賃金評価システムと 人材育成(第2回)

執筆者ご紹介
ビジネスコンサルタンツCEO

小坂 充廣(こさか みちひろ)

人事・労務・賃金のコンサルタントとして、独自に開発した人事評価システムの設計・導入実績は多数。

ビジネスコンサルタンツ ホームページアドレス

<http://www.b-con.cc>

評価システムお試し版ダウンロードできます

いよいよ具体論へと記述を進めていく。賃金体系の柱は、「評価」と「賃金決定」である。そこで、「評価」から具体論を進めていく。

労使双方が納得できる「評価対象」は、

①仕事、②仕事ぶり、③数値実績
に絞られる。

① 仕事

経理を例にとって考えてみる。欧米のように、はじめから経理の専門性が高い人材を採用する場合であれば、経理という「仕事そのもの」を「評価対象」にすればよいが、日本は採用してからその仕事の専門性を身に付けていく(=人材育成)スタイルが一般的である。ゆえに、「仕事をこなす能力(以下、能力と記述する)」を「評価対象」にするべきである。

そこで、具体性のある「評価基準」を考えてみる。「経理の仕事ができる」これでも「能力基準」である。しかし、あまりにも範囲が広すぎて具体性がない。そこで、多くの場合は「経理の仕事を一か月前にこなすようになる成長の過程」をイメージして、

経理 1級	上司の細部的指示に基づき、日常の基礎業務を遂行可能なレベル
経理 2級	上司の包括的指示に基づき、日常の基礎業務を遂行可能なレベル

※3級以下、省略

といった「能力基準」を採用している。しかし、**具体性があるだろうか?** 答えは、Noである。つまり、日常の基礎業務とは何があるのかを具体化しなければならないし、人材育成の目標となりえる「能力基準」にするためには、「**具体化した業務**」が「**どの状態ならばできる**」のかを明確にする必要がある。

経理 1級	勤定科目の適用区分を知り、取 (仕 訳) 引事実に基づいた借方・貸方の 勤定科目適用ができる。
	(入 力) ※省略
	(帳票出力) ※省略 ※以下、省略

こうして**具体化**することによって、社員個々人の現状「できること」と「できないこと」が明確になり、**○・×で評価**できるとともに、「**次に何を具体的に身につければよいか=人材育成目標**」を具体的に示すことが可能となる。

② 仕事ぶり

仕事ぶりも、考え方は仕事の場合と同一である。多くの場合は、**即時性(テキパキと仕事をしているか)**や**綿密性、積極性、規律性**等の項目に対して「優れている」から「劣っている」の5段階評価をしている。

しかし、**同じ即時性でも、始業前準備はテキパキしていても会議の時間には遅れる者はどう評価するのか?** 答えに窮するはずであるから、求める即時性を具体化しなければならない。

即時性	1. 必要な報告は上司から催促されなかった。 2. 始業開始に業務が開始できる準備がされていた。 ※以下、省略
-----	---

こうした具体化によって、「**適正な評価**」と「**育成目標の明確化**」が可能となる。

③ 数値実績

数値実績は、営業職等の仕事ぶりを上司が確認できない職種の「**仕事ぶり=プロセス**」を**評価する機能と「結果**」をみることとなる。

今回は、評価結果を月例賃金・賞与へ反映させる方法を記述させていただく。

労働者派遣事業

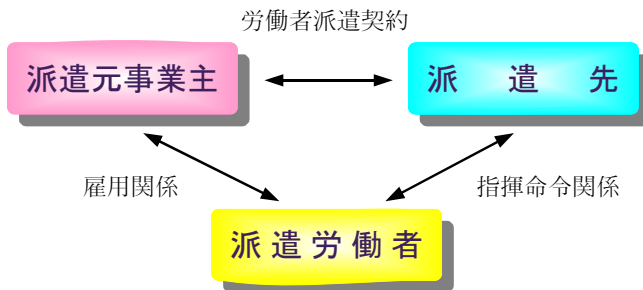
ろうどうしやはけんじぎよ

昭和61年7月に、「労働者派遣事業の適正労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件に関する法律」（以下、労働者派遣法）が施行されて以来、許可・届出事業所数は約43,000事業所（平成18年7月1日現在）に上り、人材派遣事業は、民間による労働力需給システムとして飛躍的な発展を遂げてきました。

今月号では、今後さらに需要が高まるとされる労働者派遣事業について、ご紹介いたします。

◆ 労働者派遣事業とは

派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいいます。



一事業所内で、労働者を一人でも派遣する場合は、下記で説明をする労働者派遣事業の許可申請もしくは届出が必要となります。

◆ 労働者派遣事業の種類

(1) 一般労働者派遣事業（登録型）

登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。厚生労働大臣の許可が必要です。

(2) 特定労働者派遣事業（常用型）

常用労働者だけを労働者派遣の対象として行う事業はこれに該当します。厚生労働大臣に届出をしなければなりません。

常用労働者とは？

- ① 期間の定めなく雇用されている労働者
- ② 過去1年を超える期間について、引き続き雇用されている労働者
- ③ 採用時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

◆ 労働者派遣事業を禁止されている業務

- ① 港湾運送業務に就く職業
 - ② 建設業務
 - ③ 警備業務
 - ④ 病院等における医療関係の業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合を除く）
- ※ その他にも、派遣を禁止されている業務がありますので、確認が必要です。

◆ 労働者派遣事業の許可・届出の要件

(1) 人的基準

- 役員が、一定の欠格事由に該当しないこと
- 登録型は、許可申請の前に派遣元責任者講習を受講していること

(2) 資産的基準

- 基準資産額（総資産－負債） \geq 1千万円
※総資産には、繰延資産と営業権を含めない
- 基準資産額 \geq 負債総額 $\times 1/7$
- 事業資金として自己名義の現金・預金額が800万円以上

(3) 場所的基準（登録型のみ要件）

- 風俗営業法等に規定する規制区域内にないこと
- 事務所面積がおおむね20㎡以上あること

(4) 業務的基準

- 定款や登記簿謄本の目的欄に、「労働者派遣事業を行う」ことが明記されていること
- 労働保険・社会保険を設置している事業所であること
- 派遣労働者に対する能力開発体制が整備されていること
- 派遣労働者の個人情報適正に管理するために、事業運営体制が整備されていること

道央会計事務所のホームページが新しくなります！

道央会計事務所 **検索** でクリック

アドレスは今までと同じ▶ <http://www.dao.or.jp>

新年明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。

さて、当事務所では今までのホームページから心機一転し、新年早々リニューアルいたしました。

今回のリニューアルのコンセプトとしては、当事務所及び当グループについてより知っていただくこと、また各種ご案内として、セミナーや社報のご案内、さらに、定期的な情報発信などを通じて、当サイトをご覧の皆さまに役立つツールを提供し、それをご活用していただくことにあります。

ここでは、ホームページ内の各種コンテンツについて簡単にご紹介します。

●ニュース&トピックス

定期的な情報発信を行います。

- ・サイト内の「更新情報」
- ・税制改正などの「税金情報」
- ・開催予定の「セミナー」のご案内
- ・最新発行の『月刊グローバル』のご案内
- ・各種「お知らせ」

●コラムレター

世の中のおもしろい話題をコラム形式で発信します（月2～3回更新予定）。

●当事務所について

代表社員からの「ご挨拶」、「経営理念と行動指針」、「会社概要と沿革」、「道央マネジメントグループ全社のご案内」、「当事務所内のご紹介」などを掲載しています。

●業務のご案内

お客様のニーズに合わせた税務・会計業務案内、また当グループで行っているコンサルティング・サポート業務のご案内です。

●セミナーのご案内

開催予定の外部セミナーのご案内と、過去に開催済みの外部セミナーの詳細情報がご覧いただけます。

なお、セミナーへの参加ご希望の方は、電話やFAX、電子メールにより受付けております。

●月刊グローバルのご案内

最新号や過去に発行された本紙を、Web上からダウンロードしてご覧いただけます。

●リンク集

提携先企業さまをはじめ、その他便利サイトのホームページのリンク集です。

●よくあるご質問集

それぞれの業務に関するご質問を集めて掲載しています。

●お問合せ

電話やFAX、電子メール、または事前予約の来所でのご相談も受け付けております。

編集後記

◆ホームページ作成の舞台裏◆

なんといっても原稿の作成にひと苦労でした。前回より内容のボリュームを付けて、シンプルにスマートに、より見やすく、定期的に見ただけのことを心掛けて委員全員で作成しました。

公開の際は、ぜひ「お気に入り」に登録して定期的に見ただけると幸いです。（松本）

月刊グローバル 2007年2号

2007年1月20日発行

発行者 道央マネジメントグループ 広報委員会

税理士法人 道央会計事務所 株式会社 道央医療コンサル
株式会社 道央M&Aセンター 株式会社 パワーコンサル
労働保険事務組合 道央労務管理協会 ㈱札幌ビジネスエージェント
庵原宏章行政書士事務所 株式会社 エスエムシー
花岡英司公認会計士事務所 道央情報サービス協同組合

TEL 011-271-1417 FAX 011-221-5948

E-mail info@dao.or.jp

URL <http://www.dao.or.jp>

